

# 仕様書

## 1 業務内容

本業務は、校舎内等の清掃を実施し、建物等の保全を図るものであり、その内容は次のとおりとする。

2 作業内容及び回数等について、仕様書別表2の作業実施要領に基づき、以下のとおり実施すること。

- (1) 週間清掃は、原則毎月3回、それぞれ異なる週に児童・生徒のいない日を選び、実施するものとする。  
ただし7月、12月、3月については、各月2回とする。また、8月は実施しない。
- (2) 月間清掃は、毎月1回、児童・生徒のいない日を選び、実施するものとする。
- (3) 業務実施回数(計画)

### ア 週間清掃

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度 (計30回)	3回	3回	3回	2回	0回	3回	3回	3回	2回	3回	3回	2回

### イ 月間清掃 計 12 回

月 1 回×12ヶ月

### ウ 屋内プール清掃

プール使用開始時及びプール使用終了時の各 1 回実施するものとする。ただし、プールサイド、屋内プール更衣室、屋内プール便所及び屋内プールシャワーについては、プール使用期間（5月～11月）は週間清掃及び月間清掃と合わせて実施するものとする。

### エ その他

剥離洗浄を1回行う。

## 3 清掃場所及び面積

仕様書別表1のとおりとする。

## 4 業務実施上の留意事項

- (1) 業務に従事する従業員には、受託者名入りの統一した衣服を着用させるものとする。
- (2) 業務終了後は、指定の場所に器具・資材等を整理して格納するものとする。

## 5 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、従事者の住所、氏名等を報告するとともに、その承諾を得なければならない。従事者に変更があったときも、同様とする。
- (2) 受注者は発注者に対し、契約締結後速やかに、委託業務実施計画書(上記ア:週間清掃、イ:月間清掃、ウ:プール清掃、エ:その他)を提出し、発注者の承認を受けなければならない。計画書は必要に応じて事務長または発注者と事前協議のうえ、作成すること。
- (3) 受注者は、広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書について、実施各月毎の上記ア～エの作業内容に応じ、毎回実施分の作業日誌を事務長に提出し確認印を受けた後、当該実施報告書について実施月毎に翌月の10日(当該日が休日等に該当する場合は、その直後の休日等でない日とする。ただし、毎年度3月分については同月末日までとする。)までに、発注者へ提出しなければならない。

## 6 その他

- (1) 業務に使用する洗剤・ワックスその他の薬品等は、材質に適した優良品を使用するものとする。
- (2) 業務を実施するにあたり、施設の軽微な補修を必要とするときは、受注者の負担において実施するものとする。
- (3) この仕様に疑義があるとき、又は特に定めのない事項、軽微な変更事項等については、発注者と協議して定めるものとする。
- (4) 受注者は、委託業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 本件は、本業務に係る予算の成立を条件にするとともに、契約日は令和8年4月1日とする。